

【患者の皆様へ】 「一般名処方」にご理解ください

当院では、後発医薬品の使用促進を進めるとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを行っています。

昨今、一部のお薬について十分な供給が難しい状況が続いています。

そのため当院では、後発品のあるお薬について、特定の商品名を指定するのではなく、有効成分名をもとにした一般的な名称により処方せんを発行すること（※「一般名処方」）にいたしました。

「一般名処方」によって、特定のお薬の供給が不足した場合であっても、患者様に必要なお薬を提供しやすくなります。

また、医薬品の供給状況によっては、患者様に投与する薬剤が変更となる可能性があります。その際には、患者様に十分な説明を行ったうえで適切に対応いたします。

なお、「一般名処方」についてご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※「一般名処方」とは

お薬の「商品名」ではなく「有効成分名」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬でも有効成分が同じ他のお薬から選択できるため、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

〈標準的な記載例〉【般】＋「一般名(成分名)」＋「剤形」＋「含量」

令和6年4月

地方独立行政法人長野県立病院機構
長野県立こども病院